

# 野田村の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

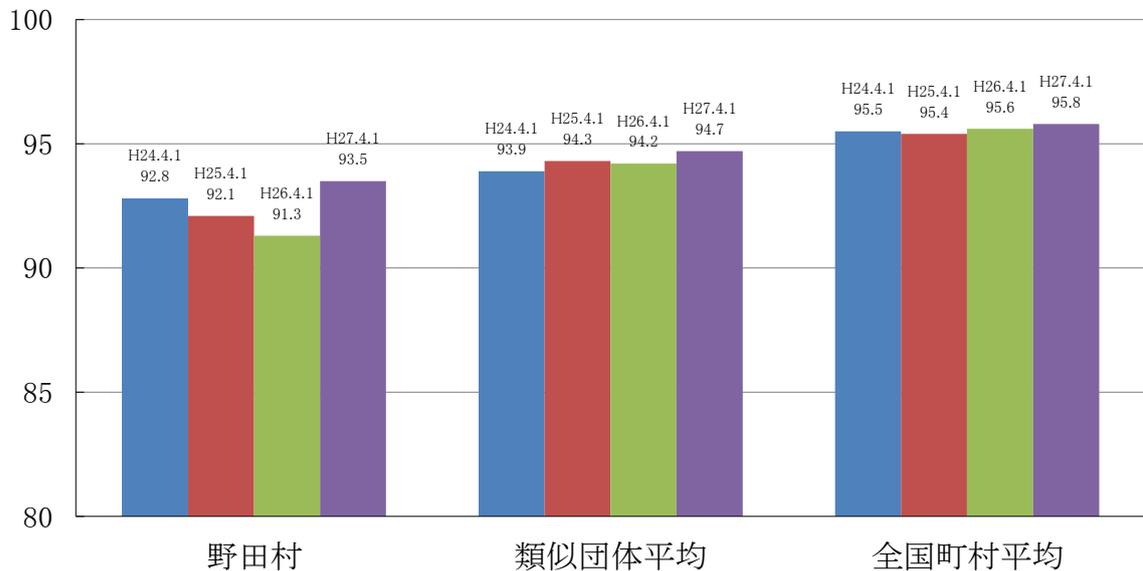
区分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
26年度	4,495	9,505,873	353,103	532,058	5.60	4.70

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	55	184,442	66,164	64,814	315,420	5,734	5,464

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み該当ありません

#### (4) 給与改定の状況

※野田村は人事委員会を設置していないため未記載

##### ①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B (%)	勧告 (改定率)		
○年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパ  
イレス比較した平均給与月額である。

##### ②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
○年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の  
支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手  
当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ①給料表の見直し

[ 実施 ]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 行政職及び医療職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和  
のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

##### ②地域手当の見直し

(支給割合)

(実施時期)

※ 野田村は非該当のため記載なし

##### ③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国の例に準じて見直しを実施。(平成27年4  
月1日実施)

#### (6) 特記事項

特になし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

#### ① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
野田村	38.5歳	265,700円	303,445円	288,563円
岩手県	44.0歳	333,125円	399,011円	361,828円
国	43.5歳	334,283円	—	408,996円
類似団体	41.6歳	302,665円	348,054円	328,088円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成 27 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区 分		野田村	岩手県	国
一般行政職	大学卒	161,600円	174,100円	174,200円
	高校卒	142,100円	142,100円	142,10円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区 分		経験年数 10年以上15年未満	経験年数 15年以上20年未満	経験年数 20年以上25年未満	経験年数 25年以上30年未満
一般行政職	大学卒	— 円	310,000円	341,100円	342,200円
	高校卒	— 円	— 円	330,000円	339,800円

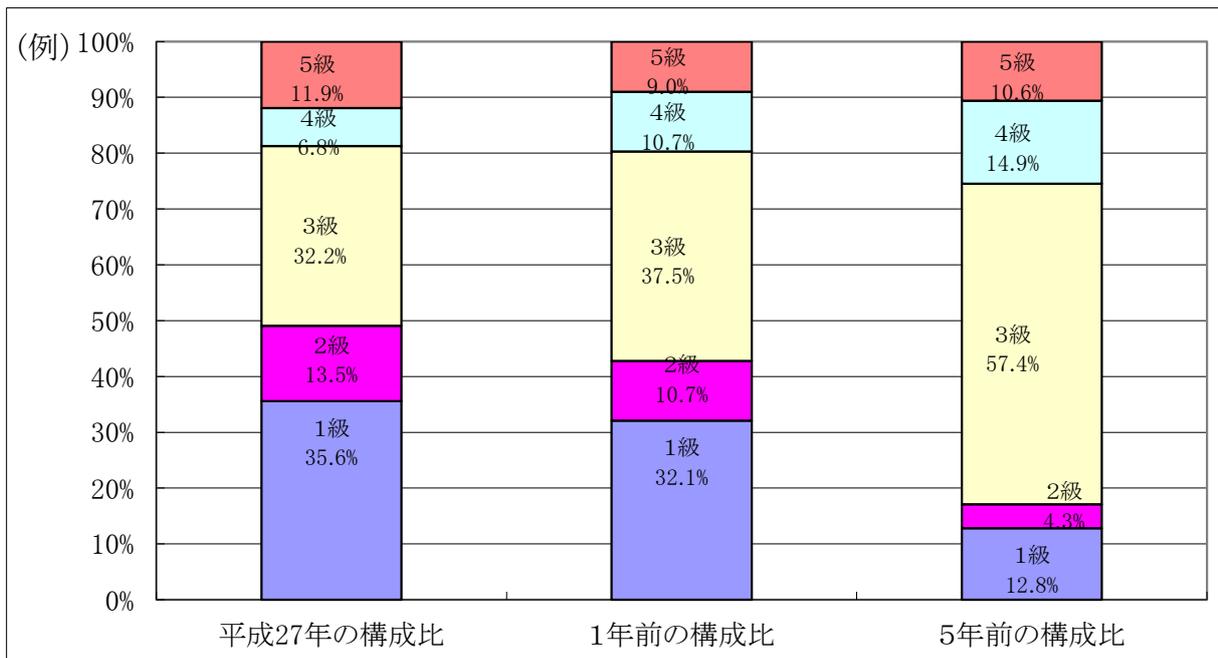
## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事又は技師の職務	21 人	35.6 %	137,600円	244,900円
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	8 人	13.5 %	187,700円	301,900円
3 級	総括主査、主任主査又は主査の職務	19 人	32.2 %	223,900円	347,700円
4 級	課長、室長、教育次長、議会事務局局長又は主幹の職務	4 人	6.8 %	258,300円	378,700円
5 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う課長、室長、教育次長、議会事務局局長又は主幹の職務	7 人	11.9 %	285,000円	388,700円

(注) 1 野田村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



## (2) 昇給への勤務成績の反映状況

給与構造改革による新たな制度の導入、実施により昇給については、勤務成績の反映をきめ細かく行う目的で、従来の昇給幅が4分割されたところです。これにより、1月1日から12月31日までの1年間における業績、勤務態度や能力などを所属長等が評価（人事考課）し、その評価に基づき、1月1日に実施する昇給の区分（0号級から8号級）を決定しています。

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

野田村	岩手県	国
1人当たり平均支給額(26年度) 1,160 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,652 千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.40月分 (1.40)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### ○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

勤勉手当への勤務成績の反映は行っておりません。

(2) 退職手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

野田村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分	勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)			定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		
1人当たり平均支給額		19,078 千円			

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 26 年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

支給実績（26年度決算）		— 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（26年度決算）		— 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）		— %		
手当の種類（手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給 単価
危険手当	精神障害者の保護・護送等に従事した職員	精神障害者の保護・護送	— 千円	1 件 100 円
防疫作業手当	感染症等の防疫に従事する職員	感染症患者の救護、感染症家畜の防疫作業	— 千円	1 件 200 円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	23,130 千円
職員 1 人当たりの平均支給年額（26年度決算）	340 千円
支給実績（25年度決算）	20,935 千円
職員 1 人当たりの平均支給年額（25年度決算）	303 千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成 26 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者月額13,000円 ・配偶者以外1人につき 月額6,500円 ・特定年齢の子1人につき 月額5,000円加算 ※配偶者のない場合1人目 月額11,000円	同	—	7,564千円	235,812円
住居手当	賃貸住宅居住者に支給 ・家賃に応じ月額最高27,000円	同	—	2,601千円	200,076円
通勤手当	交通機関又は交通用具等利用者に支給 ・交通機関利用者 月額最高50,000円 ・交通用具等利用者 通勤距離に応じ月額2,000円 から11,500円	異	交通用具利用者の距離区分及び支給額が異なる	2,761千円	70,794円
管理職手当	課長級の給料月額5%	異	俸給の特別調整額として支給	2,229千円	222,900円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの間現に支給地域に居住する職員に対して支給 月額7,360円から17,800円	同	—	4,149千円	64,828円
宿日直手当	宿直または日直勤務を命ぜられたときに支給 勤務1回4,200円	同	—	1,012千円	23,000円
管理職特別勤務手当	管理職員が週休日又は休日等に勤務した場合に支給 ・勤務1回4,000円（6時間を越える場合6,000円）	同	—	196千円	19,600円

**5 特別職の報酬等の状況（27年4月1日現在）**

区分		給料月額等	
給料	村長	615,000円 (—円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 775,000円 / 515,000円
	副村長	525,000円 (—円)	635,000円 / 500,000円
報酬	議長	246,000円 (—円)	300,000円 / 160,000円
	副議長	194,000円 (—円)	245,000円 / 140,000円
	議員	175,000円 (—円)	223,000円 / 127,400円
期末手当	村長 副村長	(26年度支給割合) 2.90月分	
	議長 副議長 議員	(26年度支給割合) 1.90月分	
退職手当	村長 副村長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給料月額×0.425×在職月数 12,546,000円 任期ごと 給料月額×0.245×在職月数 6,174,000円 任期ごと	
	備考		

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

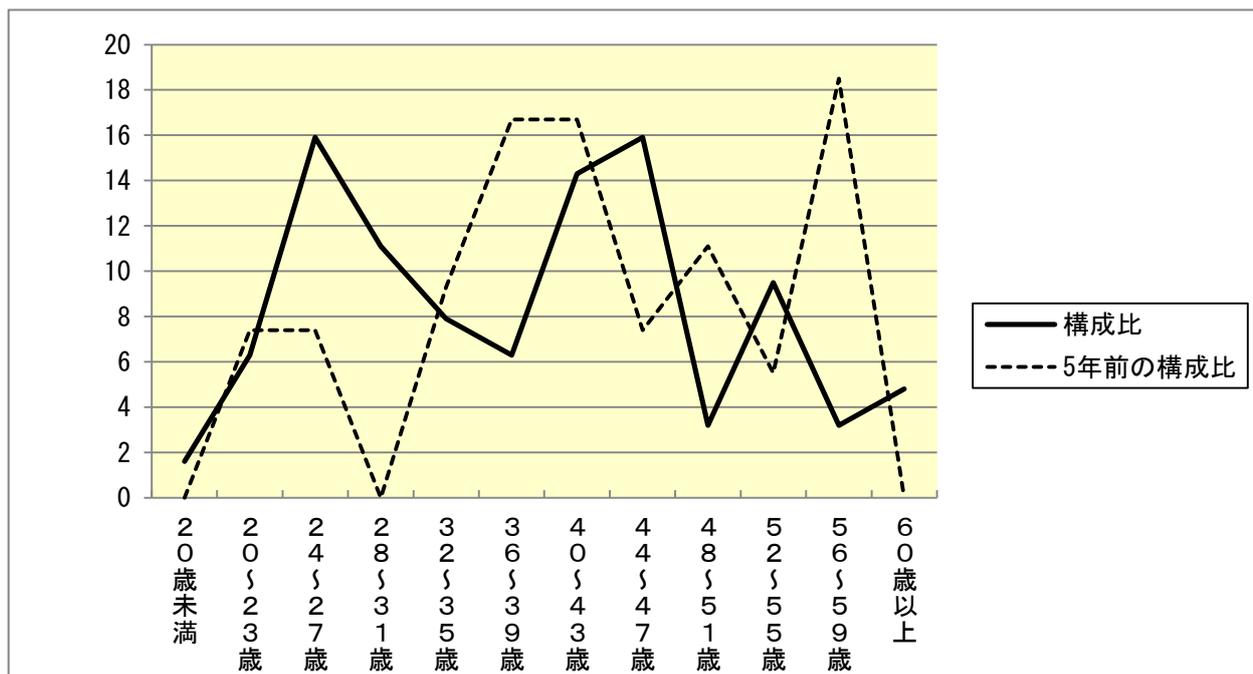
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成27年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 班の増設（地方創生関連）</li> <li>・ 行政委員会と総務一般の兼務解消</li> <li>・ 退職者の補充</li> <li>・ 業務増による増員</li> <li>・ 業務分担の見直しによる減</li> </ul>
		総 務	21	18		
		税 務	3	3		
		民 生	5	4	1	
		衛 生	4	4		
農 林 水 産		-	-			
農 林 水 産		9	9			
商 工	2	3	△ 1			
土 木	7	7				
	計	52	49	3	< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 115.68人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 155.48人)	
	教育部門	7	7			
	小 計	59	56	3	< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 131.25人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 178.66人)	
公 営 企 業 計 等 部 門		水 道	2	2	△ 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織の見直しによる減</li> </ul>
		下 水 道	1	2		
		そ の 他	1	1		
	小 計	4	5	△ 1		
	合 計	63	61	2	< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 人	
		[ 98 ]	[ 86 ]	[ ]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	4人	10人	7人	5人	4人	9人	10人	2人	6人	2人	3人	63人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	40	41	44	46	49	52	12 (30%)
教育	8	8	8	8	7	7	△1 (△12.5%)
普通会計計	48	49	52	54	56	59	11 (22.9%)
公営企業等会計計	7	7	6	6	5	4	△3 (△42.9%)
総合計	55	56	58	60	61	63	8 (14.5%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

